

令和 6 年 10 月 27 日 執行
衆議院小選挙区選出議員選挙
選挙運動費用収支報告書の要旨の概要

1 提出状況

全候補者 77 名の提出状況は、次のとおりである。

- ・法定期限（令和 6 年 11 月 11 日）内の提出：77 人

2 収支の状況

- (1) 全ての候補者について、法定支出制限額以内の支出に収まっている。

なお、各選挙区における選挙運動に関する支出金額の制限額は下記のとおりである。

小選挙区別支出金額の制限額一覧

選挙区	制 限 額	選挙区	制 限 額
第 1 区	25,777,100	第 11 区	25,029,800
第 2 区	25,733,000	第 12 区	24,113,500
第 3 区	24,500,500	第 13 区	25,057,000
第 4 区	25,340,600	第 14 区	25,321,900
第 5 区	25,597,600	第 15 区	24,814,600
第 6 区	24,902,500	第 16 区	23,976,200
第 7 区	24,921,400	第 17 区	23,952,000
第 8 区	25,417,300	第 18 区	25,531,300
第 9 区	24,683,300	第 19 区	23,589,800
第 10 区	23,871,400	(単位：円)	

- (2) 各候補者別の選挙運動に関する収入及び支出並びに公費負担の状況は、別紙のとおりである。

また、候補者によっては支出額が収入額を上回る場合があるが、これは、大阪府が公費で負担した額が収入に計上されないためである。

- (3) 前回選挙と比較すると、候補者数は 10 人増加し、収入及び支出総額は前回を下回っている。また、候補者 1 人当たりの平均金額についても、収入及び支出総額は前回を下回っている。

(単位：円)

選挙執行年月日 〔報告者数〕	収 入		支 出	
	総 額	平 均	総 額	平 均
R6. 10. 27 〔77〕 (前回との増減額)	332,424,402 (-48,134,069)	4,317,201 (-1,362,776)	354,768,273 (-23,967,273)	4,607,381 (-1,045,388)
R3. 10. 31 〔67〕	380,558,471	5,679,977	378,735,546	5,652,769

〔関係法令〕

1 提出義務と提出期限 《公職選挙法第 189 条》

出納責任者は、選挙運動費用収支報告書を選挙の期日から 15 日以内に提出する義務がある。

また、この報告書提出後に、新たに収支がなされた場合は、その都度 7 日以内に、あらためて報告書を提出しなければならない。

2 報告書の公表、保存及び閲覧 《公職選挙法第 192 条》

提出された収支報告書については、その要旨を公表しなければならない。

報告書は、受理した日から 3 年間保存され、この間は誰でも閲覧を請求できる。

3 選挙運動に関する支出金額の制限額 《公職選挙法第 194 条》

公示日現在における当該選挙区の選挙人名簿登録者数×15 円+1,910 万円

(100 円未満切上げ)

4 選挙運動に関する支出とみなされないもの《公職選挙法第 197 条第 1 項第 3 号》

公職の候補者が乗用する自動車等のために要した支出は、選挙運動に関する支出とみなされないため、収支報告書には計上されていない。